

# 東京湾北部圏域河川整備基本方針

〔 二級河川 高瀬川水系  
二級河川 谷津川水系  
二級河川 菊田川水系 〕

令和6年12月

千葉県

## 目 次

	頁
1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
(1) 流域及び河川の現状 .....	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する事項 .....	4
1) 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 .....	4
2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 .....	5
3) 河川環境の整備と保全に関する事項 .....	5
4) 河川の維持管理に関する事項 .....	5
2. 河川の整備の基本となるべき事項	
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 .....	6
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 .....	6
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 .....	7
(4) 河口処理に関する事項 .....	7
(5) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 .....	7
【参考図】 流域図 .....	8

## 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### (1) 流域及び河川の現状

二級河川<sup>たかみ</sup>高瀬川、<sup>やつ</sup>谷津川、<sup>きくた</sup>菊田川は、<sup>ちば</sup>千葉県<sup>ふなばし</sup>船橋市および<sup>ならしの</sup>習志野市を流れる河川である。圏域内の河川は、<sup>けいようこう</sup>京葉港埋め立て事業により造成した埋立地内に、旧海岸線から沖に向けて築造された人工河川であり、背後地の公共下水道（雨水）の流末河川の役割を担っている。

高瀬川は、その源を船橋市の南東部の<sup>まえばらひがし</sup>前原東、<sup>まえばらにし</sup>前原西などに発し、船橋市内の水を集め、<sup>やつひがた</sup>谷津干潟を通じて船橋市高瀬町において東京湾に注ぐ流域面積 3.65km<sup>2</sup>、指定延長 0.82km の二級河川である。その流域は、船橋市と習志野市の 2 市にまたがる。

谷津川は、その源を習志野市の北部の谷津に発し、谷津干潟を通じて、船橋市高瀬町において東京湾に注ぐ流域面積 3.11km<sup>2</sup>、指定延長 1.14km の二級河川である。その流域は、船橋市と習志野市の 2 市にまたがるが、下流域の一部を除き大部分は習志野市に属している。

菊田川は、その源を船橋市の南東部の<sup>みやま</sup>三山、<sup>たきのい</sup>田喜野井などに発し、支川菊田川をあわせ、<sup>しばぞの</sup>習志野市芝園において東京湾に注ぐ流域面積 12.01km<sup>2</sup>、指定延長 2.42km の二級河川である。その流域は、船橋市と習志野市の 2 市にまたがるが、上流域の一部を除き大部分は習志野市に属している。

圏域内河川の二級河川としての指定区間は、最下流部の埋立地内のみであり、高瀬川、谷津川においては谷津干潟より下流の区間、菊田川においては<sup>けいようどうろ</sup>京葉道路より下流の区間である。指定区間より上流は、下水道の雨水管を通じて集水されるのが支配的である。

流域の土地利用は、全域で市街地が形成されており、鉄道や幹線道路沿いを中心に現在も土地区画整理事業等に伴う市街化の進展が見られる。特に<sup>ならしの</sup>習志野市の中心駅である<sup>つだぬま</sup>津田沼駅は、徒歩圏内に位置する<sup>しんつだぬま</sup>新津田沼駅および<sup>けいせいつだぬま</sup>京成津田沼駅とともに地域の交通の要衝となっている。

また高瀬川・谷津川流域には、平成 5 年 6 月 10 日に「ラムサール条約登録湿地」に認定された谷津干潟があり、市街化が進む流域における貴重な自然環境保全の場、市民の憩

いの場としての役割を果たしているほか、洪水時には一時的な貯留効果を発揮するグリーンインフラとして機能している。

このような状況から、本圏域は船橋市および習志野市の社会・経済・文化の基盤をなしている。

本圏域の気候は温暖で、年間を通じた平均気温は16℃前後、平均降水量は約1,510mmである。降雨は梅雨期および台風期に多い。

圏域内河川の流域地形は、上流域の<sup>しもうさだいち</sup>下総台地、中流域の<sup>さんかくす</sup>三角洲性低地および下流域の埋立地に三分される。各河川の指定区間は下流域に位置し、河床勾配は1/800～1/1200程度と、比較的緩やかな流れの河川である。

また地質は、上流域の台地では比較的透水性が高いローム層、中下流域の低平地では沖積層が主で、最下流域は埋立時の盛土が見られる。

圏域内の河川における治水事業としては、菊田川において地盤沈下に伴う堤防嵩上げ工事（平成18年～平成30年）を実施した以外、特筆すべき事業は実施されていない。しかし、東京湾の最奥分に位置する本圏域は高潮の被害を受けやすく、潮位の上昇に伴い自然排水が困難となる影響で、内水氾濫被害が多く発生している。

過去の主な内水氾濫による浸水被害として、平成22年9月の台風9号（浸水家屋8戸）、平成25年10月の台風26号（浸水家屋15戸）、令和2年7月の大雨（浸水家屋2戸）等があげられる。

また、高潮による浸水被害は近年発生していないが、大正6年10月の台風に伴う高潮では、本圏域内でも甚大な被害が発生しており、多くの死者が出るとともに倒壊などの家屋被害も数多く発生した。

河川の利用については、圏域内の河川はいずれも水利権の設定がされておらず、水利利用の実態はない。また、舟運、漁業、レジャー等の水辺の利用実態もなく、河川空間利用に乏しい。沿川には全川に渡って歩道・緑道が整備され、また、若松公園などが隣接していることから、地域住民の日常散策の場として利用されている。

環境について、全川が感潮区間であり、潮間帯・内湾性の生物相を呈している。

高瀬川・谷津川に接続する谷津干潟は、キアシシギやトウネンをはじめとする渡り鳥の重要な生息地となっているほか、マハゼをはじめとする魚類、エドガワミズゴマツボやガタヅキなどの干潟環境を生息場とする底生生物など多様な生物が生息する。

菊田川については、上流部において砂泥の滞留によって河川干潟が形成されており、底生生物ではエドガワミズゴマツボやガタヅキ、鳥類ではコチドリ、キアシシギ、イソシギなどのシギ・チドリ類が干潟を利用している。また、魚類では、重要種のニホンウナギやビリンゴが確認され、同じく川底の砂泥質が生息基盤となっている。オカヨシガモ、スズガモ、コサギなどの水辺の鳥も多くみられ、都市市街地において貴重な生物生息空間となっている。

河川の水質については、いずれの河川も環境基準の類型指定はされていない。全川に渡って感潮区間であることから水質は東京湾の水質に依存しており、近年CODは年平均値4.0 mg/L程度で推移している。参考として流出先の東京湾の環境基準（海域B類型もしくは海域C類型）と比較すると、「海域B類型 COD 3mg/l 以下」を超過し、「海域C類型 COD 8mg/l 以下」を下回る。

## (2) 河川の総合的な保全と利用に関する事項

本圏域内の河川においては、河川改修の実施状況、水害の発生状況、河川の利用の状況並びに河川環境の保全を考慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、目標を明確にして河川の総合的な保全と利用を図る。

### 1) 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項

洪水による災害の発生防止または軽減に関しては、流域内の市街化状況を考慮し、年超過確率 1/50 の規模の降雨で発生する洪水から沿川地域を防御することを目標とする。なお、現在の河道により、当該規模の洪水を安全に流下させることができることを確認している。

一方、高潮による災害の発生防止または低減に関しては、隣接する千葉港海岸船橋地区において、改定に向けた準備が進められている東京湾沿岸海岸保全基本計画に沿った改良工事に着手していることから、本圏域においても整合を図り、気候変動に伴う潮位偏差等を考慮するものとする。

計画高潮位は、気候変動 2℃ 上昇シナリオにおいて予測される新伊勢湾台風級（930 hPa）の台風が最も潮位が高くなるルートで襲来する場合に生じる潮位とし、水門整備により防御するとともに、排水機場を整備し高潮時の降雨を排除する。

なお、津波対策については、最大クラスの津波に比べれば津波高は低いものの発生頻度が高く、大きな被害をもたらす「計画津波」による水位が計画高潮位を下回るため、高潮対策に包含される。

さらに計画規模を超過する洪水・高潮に対しては、流域の保水・遊水機能の保全と回復に努め、水防体制の強化並びに警戒避難体制及び洪水ハザードマップの作成に向けて市への支援等ソフト面の充実を図るなど、流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を推進していく。また、津波対策においても、発生頻度は極めて低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」については、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とした上で、沿線自治体や住民等と連携して被害の軽減に努める。

## 2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用に関しては、圏域内の河川が全川に渡り感潮区間であり、河川水の利用実態はない。このような状況を踏まえ、流水の正常な機能の維持に関しては、動植物の生息・生育・繁殖、良好な河川景観等に必要な流量の確保に努める。

## 3) 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、現在の良好な河川及び周辺環境を極力改變しないように努め、動植物の生息・生育環境の保全に配慮する。特に、高瀬川と谷津川は、「ラムサール条約登録湿地」である谷津干潟と海をつなぐ水路としての役割を担うことから、関係機関と連携し、良好な干潟環境の維持・保全に十分に配慮する。菊田川においては、治水に支障のない範囲で現況形成されている干潟環境の維持・保全に配慮する。圏域内河川において護岸の更新や再整備を行う際には、生物の生息環境や利用を考慮し、環境に適した河川管理施設となるよう検討を行う。

また、関係市との連携により流水の清潔の保持に努めるほか、地域住民の散策等の利用に配慮し、川沿いの並木など周辺と調和した河川景観の形成に努める。

## 4) 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、「洪水等による災害の防止または軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」などの観点から、河川が持つ本来の機能が十分に発揮できるよう、適切な維持管理に努める。

さらに、洪水時における迅速な河川情報の収集と提供に努めるとともに、河川愛護活動を支援し、地域と一体となった河川環境の保全に努める。

## 2. 河川の整備の基本となるべき事項

### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

本圏域内の河川における基本高水のピーク流量は、年超過確率 1/50 の規模の洪水に対応するため以下の通りとし、全量河道で流下させるものとする。

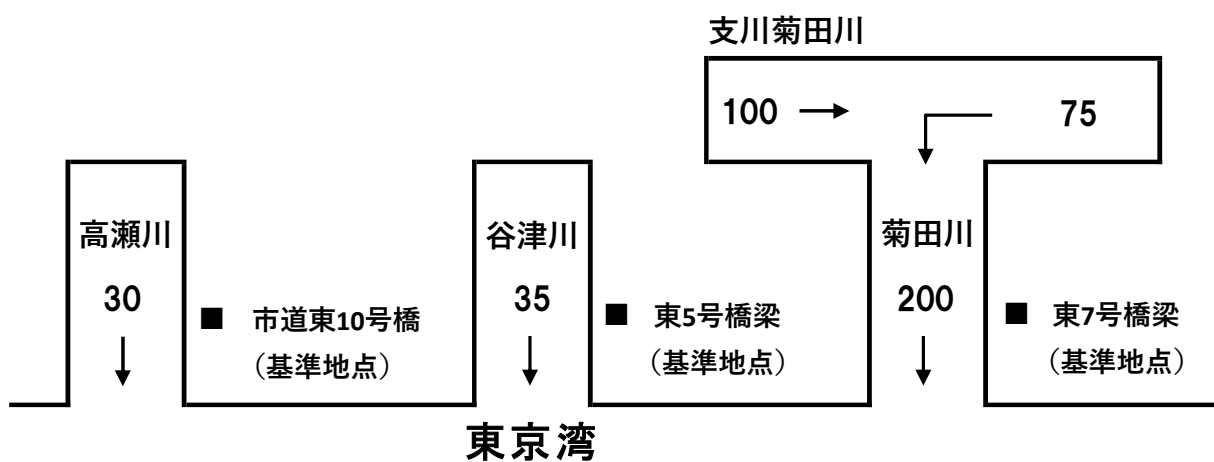
基本高水のピーク流量等一覧表

単位：m<sup>3</sup>/s

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設等による調節流量	河道への配分流量
高瀬川	市道東10号橋	30	—	30
谷津川	東5号橋梁下流	35	—	35
菊田川	東7号橋梁下流	200	—	200

### (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は基本高水流量と同値とする。



計画高水流量配分図 (単位：m<sup>3</sup>/s)



**(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項**

圏域内河川の基準地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位一覧表

河川名	地点名	河口からの距離	計画高水位 ( A. P. m )	河道幅 ( m )
高瀬川	市道東10号橋 (基準地点)	0.13km	3.3 ( 6.4 )	10
谷津川	東5号橋梁下流 (基準地点)	0.40km	3.3 ( 6.4 )	12
菊田川	東7号橋梁下流 (基準地点)	0.46km	4.0 ( 6.4 )	26

注) A. P. : 荒川工事基準面

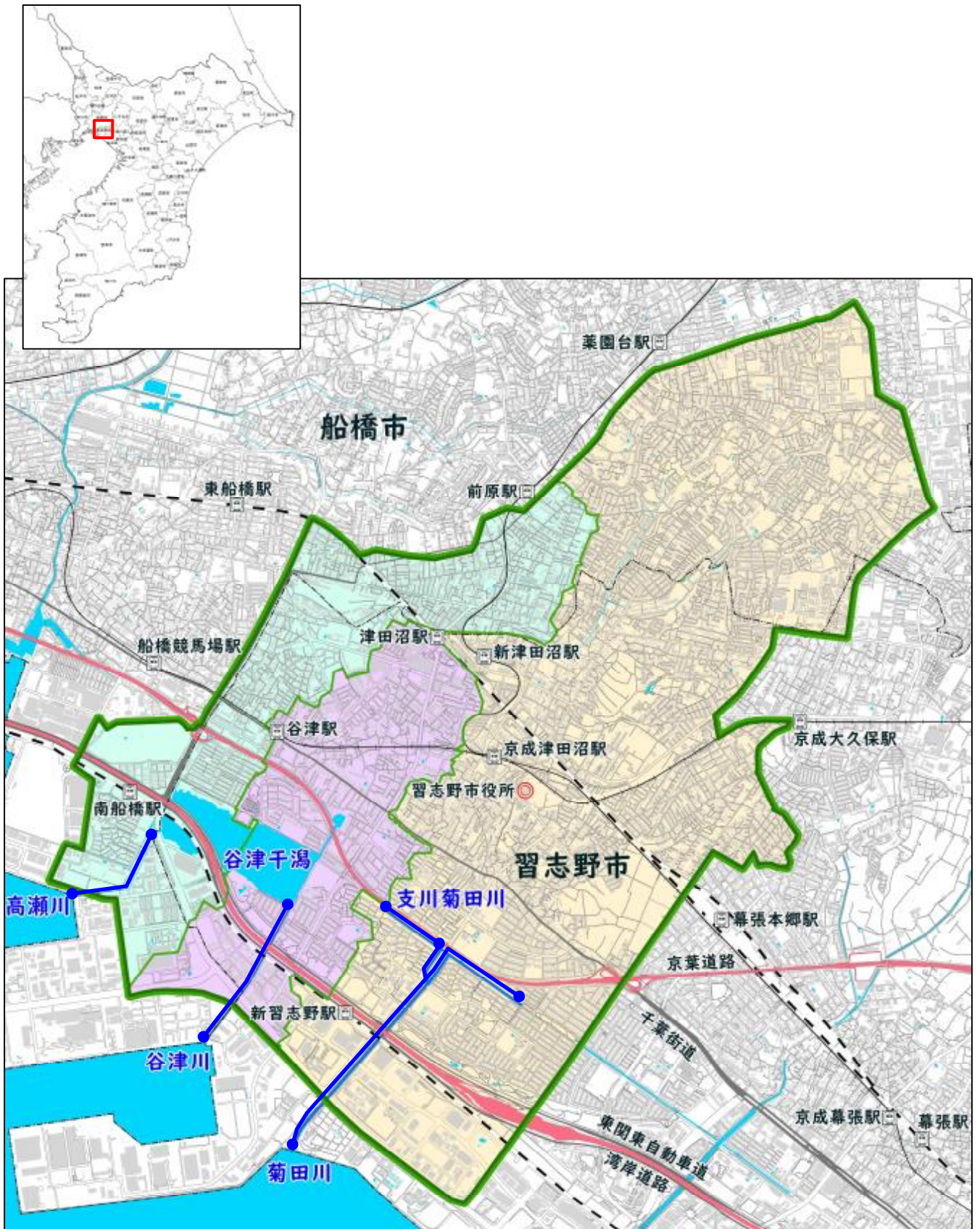
注) ( )書き : 計画高潮位

**(4) 河口処理に関する事項**

潮位の上昇に伴い自然排水が困難となる影響で、内水氾濫被害が多く発生していることから、その被害軽減を図るため下流部に対策を講じる。

**(5) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項**

現況では十分な水文観測資料が蓄積されていないことから、今後、流水の正常な機能を維持するため必要な流量の設定にあたっては、定期的な流量観測等により日常の流況把握の上、決定する。



流域図